

# 食品衛生管理者廃止届出

## 1 対象

- (1) 食品及び添加物の製造又は加工を行わなくなったとき  
(ただし、大阪府食品衛生法施行条例第6条の規定による届出をしたときを除く)
- (2) 食品衛生法第48条第1項ただし書の規定より食品衛生管理者を置かなくなったとき

## 2 必要な書類

- ・食品衛生管理者廃止届出書 1部

## 3 提出先及び問合せ先

営業所所在地の管轄保健所

土、日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは休みです。